社会福祉法人　ダブルエッチジェー

共同生活援助重要事項説明書

(グループホームサービス・ふれあいハウス)

この重要事項説明書は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、文章により説明を行うものです。

社会福祉法人ダブルエッチジェーは、入居者に対して共同生活援助(グループホームサービス)を提供します。

施設・設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人　ダブルエッチジェー
法人所在地	愛知県半田市椎ノ木町一丁目8番の1
代表者氏名	竹内　涼
電話番号	0569－20－7755
FAX番号	0669－27－7455
認可年月日／認可番号	平成9年7月1日
ホームページ	http://whjlink.com/

2. 事業の目的と運営の方針

あなたのご利用グループホーム

種類	共同生活援助事業所:平成18年10月1日指定
目　的	入居者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営む事ができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活居住において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行います。
名　称	ふれあいハウス
責任者名	鈴木　直子
サービス管理責任者名	竹内　涼
所在地	愛知県碧南市中山町3丁目48番地　(ふれあいハウス) 愛知県碧南市植出町2ー18　(ふれあいハウス　スピカ)
主たる対象者	特定せず
運営方針	別紙　「ふれあいハウス運営規定」による
電話番号	0566－87－0306(ふれあいハウス) 0566－46－7676(ふれあいハウス　スピカ)
開設年月日	平成18年10月1日
入居定員	ふれあいハウス　10名　　ふれあいハウス スピカ　6名

3. ふれあいハウスの概要

（1） ふれあいハウス

名称	ふれあいハウス	ふれあいハウス スピカ
延床面積	447．18㎡	198㎡
主な設備	LDK　利用者居室　収納棚　浴室　脱衣室 洗濯室　トイレ　キッチン　物入れ　世話人室	

（2） 職員体制

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算後の職員
		専従	兼務	専従	兼務	
世話人	3名	2名	3名	4名		3.3名
生活支援員	10名	1名	1名		10名	2.4名
管理者	1名		1名			0.5名
サービス管理責任者	1名				1名	0.5名

4．グループホームサービスの概要

（1） 入居者の定率負担額

下記利用料金表のとおりです。

（2） 障害者総合支援法に基づく訓練等給付から給付されるサービス

障害者総合支援法に基づく訓練等給付（市町村から支給される額及び入居者の定率負担額等）の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、入居者個々人について提供するサービスの内容については、「共同生活援助利用契約書（グループホームサービス利用契約書）」第4条により作成する個別支援計画にもとづくものとします。

①基本的な生活にかかわる支援

種　類	内　　容
食　事	入居者の身体状況に配慮した食事を提供します。
	入居者の状況に応じ、介護します。
	＜食事時間＞　　朝食（7:30）　　夕食（17:30）
洗　濯	入居者が常に衛生的で清潔感のある衣類を身につけていただけるよう支援を行います。
排　泄	入居者の状況に応じて適切な排泄支援を行います。
着脱衣	季節や気候、入居者の状況や希望に応じた支援を行います。
整　容	個性に配慮し、適切な整容が行われるよう支援を致します。
清　掃	入居者が快適な生活を送れるよう、グループホーム内の環境を清潔に保つことに努めます。居室以外の場所については職員が行うことを原則とします。また居室についても状況に応じて支援を行います。

整理整頓	入居者本人の私物に関しては入居者自身で行っていただきます。但し、個々人の状況に応じて必要な支援を行う場合は、事前に入居者の了解を得てから職員が一緒に行うことを原則と致します。
移　動	利用者の心身状況に応じて適切な移動支援を致します。
安全管理	入居者の生活が安全で安心感のあるものとするため、必要な改善、修繕等の措置を講ずる等ハード面における安全確保の他、グループホームにおける入居者の安全配慮など安全面についてトータルな対応を行い、安全確保に努めます。

②日中活動にかかわる支援

種　類	内　容
日中活動支援	日中活動先との調整等を支援します。
社会活動支援	入居者の状態に応じて、権利行使に関わる活動を支援致します。

③社会生活にかかわる支援

種　類	内　容
コミュニケーション	入居者個々の能力に応じて、様々な手法により意思を伝達することができるように支援します。
金銭管理	基本的には入居者自身で行っていただきますが必要に応じて個々の能力に応じた方法で行えるよう支援します。
情報提供	社会参加を図る一環として、個別的な説明を含め、そのための有益で必要な情報を入居者へ提供致します。
人間関係	必要な人的・物的な環境調整とともに、円滑な人間関係を築くための社会性を身につけることができるよう支援します。
相談及び援助	入居者及びその身元引受人または法定代理人等からの相談については、必要に応じて相談を受け支援を行うよう努めます。 ＜相談窓口＞　　鈴木　直子（ふれあいハウス　0566-87-0306）
社会資源の利用	入居者がより社会と関わりのもてる生活を送ることのできるよう、公民館活動や地域住民の活動参加等社会資源の活用を図ります。

④保健医療にかかわる支援

種　類	内　容
健康管理	＜社会福祉法人ダブルエッチジェー　碧南地区嘱託医＞ 医療機関　　もぎ内科クリニック 連絡先　　0566－46－6660 診察科目　　内科　呼吸器内科　アレルギー科

服薬管理	世話人が責任をもって管理にあたります。
通院・治療	サービス時間内に発生した事故について、治療が必要な場合は通院します。また、家庭治療の超えない範囲で簡単な治療を行います。

5. 苦情申立先

苦情解決委員会	受付担当者:世話人(ふれあいハウス 0566-87-0306)
	責任者 :鈴木 直子(ふれあいハウス 0566-87-0306)
	第三者委員:三枝寿也(0566-41-1232)藤牧実(0569-29-1787)
	受付時間 8:30～17:30(土曜・日曜・年末年始を除く)
	担当者不在の時は、事業所事務所までお申し出下さい。
お住まいの市町村役場	碧南市福祉課:(0566-95-9851)

運営適正化委員会	所在地:名古屋市東区白壁一丁目50番地
	電話番号:052－212－5515 FAX:052－212－5514
虐待防止に関する相談窓口	窓口担当者 世話人
	受付時間 8:30～17:30(土曜・日曜・年末年始を除く)
	ふれあいハウス(0566－87－0306)
	担当者が不在の場合は、事務所までお申し出しください。

6. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める、消防計画書に沿って、年2回、避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	通報装置(有)、誘導灯(有)、消火器(有)、自動火災報知機(有)
消防計画	消防署へ防火管理者が届出を行っています。
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

7. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、県・市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. ふれあいハウス を利用の際に留意していただく事項

ふれあいハウスを利用されている方々の生活の場としての快適性や安全性を保つため、次に掲げる事項についてご留意ください。

設備・器具の利用	ふれあいハウスの設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は弁償していただくことがあります。
喫　煙	喫煙は決められた時間に決められた場所でお願いします。
宗教・政治・営利活動	入居者の思想・信教は自由ですが、他の入居者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮下さい。
衛生保持	グループホーム内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力下さい。
防災対策	火災予防の規律に関しては特に注意を払い、必ず守って下さい。
その他	入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合、必要な措置をとることができるものとします。
	その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
	退所後は速やかに持ち込み物品をお引取り下さい。

9. 障害者総合支援法に基づく訓練等支給外サービス（入居者負担によるサービス）

障害者総合支援法に基づく訓練等給付支給外サービスを提供した場合は、利用料金をいただきます。

①社会生活上の便宜

種類	内　容
移動支援	「ふれあい支援センター指定移動支援事業所運営規定」によるサービスが利用できます。

②利用者の希望により提供するサービス

種類	内　容
成人病検診	成人病検診や癌検診を支援します。
予防注射	利用者の希望により、インフルエンザ等の予防注射を実施します。
その他	状況に応じてご相談の上対応します。

10. 利用料及び支払方法

＜利用料金＞

□障害者総合支援法に基づく訓練等給付支給対象サービスに関する利用料金

内　　容	金　額
A. 障害者総合支援法に基づく訓練等給付支給額	円
B. 代理受領額	円
C. 定率負担額	円
合計　B＋C＝A	円

※ 市町村が定める個別減免額は　　円です

□1ヶ月毎に料金をお支払いいただくサービス

ご利用サービス	利用料金	備考
1、家賃	ふれあいハウス　30,000円／月 ふれあいハウススピカ　29,000円／月	
2. 食事代	月曜夕食～土曜朝食分15,000円／月 ※土日宿泊の場合、1泊につき700円徴収 （朝食250円、夕食450円）	
3. 光熱水費等	10,000円／月	
4. 日用品費等	5,000円／月	

□　利用料金の支払い方法

定率負担額は、1ヶ月ごとに計算し、利用の当月20日までにご請求いたしますので、26日までにお支払いください。

その他の料金、費用は当月10日までにご請求いたしますので、当月末までにお支払下さい。入所時や退所時など1ヶ月に満たない期間のサービスについては日割り計算にてご請求いたします。

11. 身体拘束等の適正化について

身体拘束等の適正化を図るために、下記の対策を講じます。

⑴身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

⑵身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。

⑶従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施します

12. 虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

⑴虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者　管理者　鈴木　直子

⑵成年後見制度の利用を支援します。

⑶苦情解決体制を整備しています

⑷従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5)虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討などを行います。

13. 業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

(1)事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

(2)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

14. 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり　・　(なし)
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

15. 衛生管理等

事業所は、従業者の清潔保持及び健康状態の管理を適切に行うとともに、設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

１．感染症の予防及びまん延防止に関する対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者へ周知徹底します（テレビ電話装置等を活用する場合を含む）。

２．感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

３．従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止に関する研修及び訓練を定期的に実施します。